○国土交通省告示第九百八十六号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第六条の三、第六条の四及び第二十三条の規定に基づき、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示（平成三十一年国土交通省告示第三百十六号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年七月二十一日

国土交通大臣　金子　恭之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示の一部を改正する告示

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第六条の二の規定に基づく国土交通大臣が定める要件並びに移動等円滑化取組計画書、移動等円滑化取組報告書及び移動等円滑化実績等報告書の様式を定める告示の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前		
一　（略）	一　（略）		
二　（略）	二　（略）		
三　規則第六条の四の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。	三　規則第六条の四の国土交通大臣が定める様式は、次の表の上欄に掲げる公共交通事業者等の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。		
一　法第二条第五号イに掲げる者	第二号様式及び第三号様式	一　法第二条第五号イに掲げる者	第二号様式及び第三号様式
二　法第二条第五号ロに掲げる者	第四号様式及び第五号様式	二　法第二条第五号ロに掲げる者	第四号様式及び第五号様式
三　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）	第六号様式	三　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者（次号に掲げる者を除く。）	第六号様式
四　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの	第六号様式及び第七号様式	四　法第二条第五号ハに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業者のうち専用バスターミナルを設置し、又は管理するもの	第六号様式及び第七号様式
五　法第二条第五号ハに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者	第八号様式	五　法第二条第五号ハに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業者	第八号様式
六　法第二条第五号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者	第九号様式	六　法第二条第五号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者	第九号様式
七　法第二条第五号ニに掲げる者	第七号様式	七　法第二条第五号ニに掲げる者	第七号様式
八　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者及び対外旅客定期航路事業者（いずれも次号に掲げる者を除く。）	第十号様式	八　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者（次号に掲げる者を除く。）	第十号様式
九　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者及び対外旅客定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十号様式及び第十一号様式	九　法第二条第五号ホに掲げる一般旅客定期航路事業者のうち同条第六号ニに掲げる施設を設置し、又は管理するもの	第十号様式及び第十一号様式